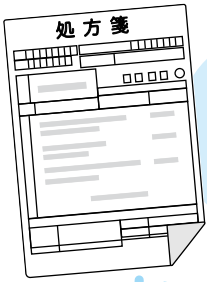


「リフィル処方箋」をご存知ですか？



リフィル可
(3回)

「持病の治療のために通院しているけれど、いつも同じ薬を受け取るだけ…」薬を処方してもらうことを目的に、定期的に通院している方はいらっしゃいませんか？

1枚の処方箋を一定期間に最大3回まで繰り返し使うことができる「リフィル処方箋」があります。慢性疾患等で病状が安定していると医師が判断した方は対象となりますので、医師に相談してみましょう。

リフィル処方箋のメリットは？

- 2回目以降は、薬を受け取る日を比較的自由に決められる！
- 病院の待合室での感染リスクが減る！
- 花粉症の薬を1回の通院でワンシーズン分まかなえる！

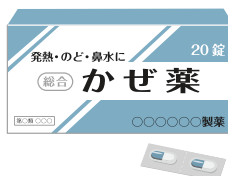
通院にかかる時間、
医療費が節約できる！



セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)。日頃から、適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠と休養を心がけ、自分の健康状態を把握しておくことが大切です。

軽度な体の不調を感じたときは、薬局やドラッグストアで購入できる市販薬(スイッチOTC医薬品等)を活用し、それでも症状の改善が思わしくない場合には無理せず医療機関等を受診しましょう。



このマークが目印

セルフメディケーション

税 控除 対象

セルフメディケーション税制

健康診断・予防接種等を受けている人が、特定の市販薬(スイッチOTC医薬品等)を購入した際に、その購入費用について所得控除が受けられる制度です。

※一定の条件があります。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。



給付金の請求をお忘れなく

保健給付、休業給付、災害給付を受ける権利の時効は受給事由の発生した翌日から2年間です。まだ請求されていない方は、早めに請求しましょう。

お問い合わせ先

医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413